

# 平成 26 年度事業計画書

## 基本方針

我が国の農業分野においては、TPP（環太平洋経済連携協定）や FTA（自由貿易協定）等によるグローバル化の流れによって、所得の減少や農業従事者の確保など日本農業の存続が懸念されている。安全で安心な食料の確保並びに国際競争力のある農業の構築が重要な課題であり、効率的かつ安定的な農業経営体やそれらを担う農業者の育成・確保が急務となっている。

同時に、開発途上国における地球環境に配慮した農業を実践するための人材育成等の支援を行うことは、国際社会の有力なリーダーとして重要な役割を果たしている我が国の責務であり、ひいては我が国における食料の安定供給にも寄与するものでもある。

本会はこのような状況に鑑み、公益社団法人として、我が国農業の中核的推進力となる担い手の育成、人材育成による農業分野における国際貢献、国際競争力を備えた農業経営体の確立及び農業者レベルの相互理解と友好親善の推進を図ることを目的として、

農業・農村青年の海外研修

海外農業者の人材育成

農業経営研究活動等

を実施し、併せて本会会員組織の連携強化及び組織活動の活性化に寄与する。

## 1. 会 議（法人）

一般社団法人および一般財団法人に関する法律及び本会の定款に基づき、次の会議を開催する。

### （1）総 会

平成25年度事業の報告等を目的とした通常総会を6月に開催する。

### （2）理事会

本会の事業運営に係る通常理事会を年4回（5月、8月、11月、翌年2月）開催する。

## 2. 農業研修生海外派遣事業（公1）

欧米先進諸国における農業実習や学習を通じて、優れた農業技術、経営管理、販売技術等を修得させ、国際社会に精通した我が国農業・農村を担う人材を育成することを目的に農業研修生海外派遣事業を実施する。

### （1）国内業務

#### ア. 募集及び選考

研修生の募集は都道府県担い手育成主務課など関係機関の協力を得て行なう。

また、応募者に対して適格者を選ぶ選考会を適宜行なう。

派遣先国及び募集人数は次のとおり。

米 国 : 70名

デンマーク : 3名

ドイツ : 10名

スイス : 10名

オランダ : 12名

また、国内実習をおこなった後に翌年度に派遣するアプレントイスシップ研修生も同時に募集・選考を行なう。

各国合計 : 15名

#### イ. 講 習

選考に合格した者及び前年度に合格した平成25年度アプレントイスシップ研修生に対し、事前講習及び出発時講習を実施する。

また、翌年度に渡航するアプレントイスシップ研修生に対しては、3日間のオリエンテーションを実施する。

#### ウ. 国内農家実習

平成25年度アプレントイスシップ研修生に対し、4月より概ね10ヶ月間の国内農家実習を行なう。

また、本年度に派遣する研修生の内、農業経験が不足している者に対して、国内農家実習を斡旋する。

## エ. 派 遣

所定の国内講習を終えた研修生を平成27年3月にそれぞれの研修先国へ派遣する。

## オ. 帰 国

平成24年度米国派遣研修生は10月、また平成25年度欧州派遣研修生は平成27年3月に海外での研修を終えてそれぞれ帰国する。

### (2) 海外業務

協会は米国・欧州支部を設置し、派遣中の研修生に対する指導・助言などを行なうと共に、現地の関係機関と連携し各種研修等を実施する。

### 3. アジア農業青年人材育成事業（公1）

農林水産省はアジアの食料生産力向上のため、政府開発援助（ODA）の一環として、開発途上国の農業青年を対象にした人材育成の取り組みを支援している。

本会はアジアの農業・農村を担う人づくりを支援し、彼我両国農業者の相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に、農林水産省の補助事業「アジア食料生産力向上農業人材育成事業」に応募し、次の事業を実施する。

#### (1) 農業青年人材育成事業

アセアン諸国の農業青年を我が国に招聘し、学課研修や受入農家における実践的な農業研修を通じて、環境に配慮した農業技術や経営を学ぶと共に、地域の農業組織の活動などを習得させ、帰国後地域のリーダーとして活躍できる人材の育成を行なう。

研修期間及び受入人員は次のとおり。

研修期間	受入人員	受入対象国	来 日	帰 国
11ヶ月	56名 (13名) (16名) (7名) (20名)	アセアン諸国 タ イ インドネシア マレーシア フィリピン	平成26年4月	平成27年2月

#### (2) 研修生フォローアップ事業

本邦での研修効果を評価するために専門家等を派遣し、帰国研修生の営農状況などの調査、帰国研修生への助言・指導を行なう。本年度はフィリピン国への派遣を予定している。

### 4. 欧州農業研修生受入事業（公1）

農業研修生欧州派遣国との相互交換として、欧州諸国から研修生を受入れ、農業研修を通じて相互理解と友好親善の増進に寄与することを目的に本事業を実施する。

研修期間及び受入人員は次のとおり。

研修期間	受入人員	受入対象国	来 日	帰 国
1年	4名	ドイツ・スイス	平成26年4月	平成27年3月

## 5. 海外農村開発支援事業〔(独)国際協力機構補助事業〕(公1)

### (1) 安全野菜栽培技術普及プロジェクト

フィリピンにおける土づくり・安全野菜栽培技術(SAVERS)を普及させるため、専門家を派遣し、フィリピン国ベンゲット州政府等の協力を得て、生産技術及び販売方法などの指導を行なうと共に、関係者を本邦に招聘し研修を行なう。

また、技術の普及を促進させるため、昨年度(平成26年3月)に来日した10名の農業者に対して11月までの間、農家研修を中心とした技術移転を行なう。

なお、本事業は「JICA草の根技術協力事業」として採択された3年間のプロジェクト(3期目)の最終年にあたる。

### (2) 安全農畜産業技術普及支援プロジェクト

フィリピン国農業政府機関(PCAF)及び長野県南牧村の協力を得て、フィリピン国内に安全農畜産技術(SPLPT)を広めるために地方自治体職員や農民に対するセミナーを実施すると共に、関係者を本邦に招聘し研修を行う。

なお、本事業は「JICA草の根技術協力(地域経済活性化特別枠)」として採択され、昨年度(平成25年12月)より開始した3年間のプロジェクトである。

## 6. アセアン等農業人材育成支援事業(公1)

開発途上国の農業・農村の近代化を推進するためには、将来を担う青年農業者に対し、我が国において農業技術等を修得させるなどの人材育成が必要である。

そこで本会では、長年培ったアセアン農業研修生受入事業の経験を下に、次の支援を行なう。

### (1) 研修生受入事業

海外農村開発支援事業のプロジェクトを定着させるため、フィリピン国政府を通じて推薦された農業青年に対して、農家研修を中心とした研修を行なう。

受入人員	研修期間	来日	帰国
14名	3年間	(平成26年3月)	(平成29年1月)
20名	1~3年	平成27年3月	(平成28年11月以降)

### (2) アジア農村青年育成協議会との協力体制

協議会の事務局運営に協力すると共に同構成団体と連携して情報収集などを行なう。

## 7. 組織活動推進事業(他1)

### (1) 国際化対応営農研究事業

農業の国際化が進展し、また経済不況による国内農産物価格の低迷など厳しい農業環境の中で、国際感覚に優れた農業経営者の担い手が求められている。

このため海外の農業について豊富な体験を有する海外農業研修体験者を中心に、ブロック別の営農研究会を開催する。

#### 開催予定県

- 北海道・東北ブロック：福島県
- 関東甲信静越ブロック：静岡県
- 東海・近畿・北陸3県ブロック：和歌山県
- 中国・四国ブロック：岡山県
- 九州・沖縄ブロック：大分県

#### (2) 新潟県組織アセアン研修生受入事業〔受託事業〕

会員組織が実施する事業の一部を受託し、業務遂行に協力するなど、組織活動を支援する。

#### (3) 国際農友会の支援

海外研修生OB・OGの全国組織である国際農友会の事務局を行なう。

#### 8. 研修生サポート事業（他2）

国内外の農業研修生をサポートするため、次の事業を行なう。

- (1) 海外派遣研修生への奨学金給付（農林中金スカラシップ）
- (2) 海外派遣研修生への資金貸付（研修生サポート資金）
- (3) 技術書の作成・配布

#### 9. 情報・サービス事業（他2）

本会各県会員組織及びそれらの会員並びに関係団体等を対象に次の事業を行う。

- (1) 機関紙「ニューファーマーズ」の発行  
発行回数：年2回  
発行部数：13,500部/回
- (2) 海外農業視察・研修等の企画・実施
- (3) 求人・求職支援（無料職業紹介事業）
- (4) 都道府県、関係団体、会員等への便宜供与、その他

#### 10. 国際協力等（他2）

本会事業の充実と国際社会への協力と貢献を可能な限り高めるため、次の事項を実施する。

- (1) 海外関係諸機関との提携及び協力の強化等
- (2) 海外諸国の本会事業関係者の来訪に対しての便宜供与
- (3) 開発途上国の農業開発、技術協力等に関する協力活動
- (4) 本会の活動、事業の拡大充実のための調査・研究活動等
- (5) その他

#### 11. 国際農業交流事業推進基金の管理運営（他1）

本会及び会員組織の充実及び事業の拡大を計るために、国際農業交流事業推進基金を管理運営する。基金管理運営委員会を設置して、効果的な運営を行なう。

- (1) 基金の運用
- (2) 基金運用益の活用
- (3) 基金管理運営委員会の開催

## 12. 特別会計事業

- (1) 農業研修生国際交流特別会計事業  
(農業研修生の国際交流にかかわる特別会計事業)
- (2) 国際農業交流事業推進基金特別会計事業  
(協会の組織活動を推進するための基金管理運営にかかわる特別会計事業)
- (3) 農業研修生サポート資金特別会計事業  
(海外派遣農業研修生に対する研修資金貸付、奨学金にかかわる特別会計事業)